

会議録概要書

1. 会議名 第1回中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会

2. 日 時 令和7年1月21日（火）午前10時から

3. 会 場 中間市役所別館3階 特別会議室

4. 概 要

①委嘱状交付

②議事

- ・委員長及び副委員長の選任について
→委員の互選により決定
- ・中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会について
→事務局より説明（質疑なし）
- ・中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会運営要領について
→決定（反対なし）
- ・会議の公開について
→次回以降の継続議論

③事務局からの連絡

5. 総 括

第1回会議では、主に検討委員会の運営方法等について事務局が提案し、委員の皆様にご審議いただきました。概ね事務局提案通りの決定となりましたが、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例において「原則非公開。ただし、検討委員会が認めたときは公開することができる。」としている会議の公開に関しては、様々なご意見をいただき、次回以降、その方針を継続議論することとなりました。

事務局といたしましては、一般的かつ原則的取り扱いとしては、情報公開の観点から会議は広く公開されるべきとされていること、また、再編に関しては市民等の関心度が高いことを十分に認識しております。一方で、公共施設の再編は、様々な利害に影響を与える事業でもあることから、市民等の関心事であるが故に情報が独り歩きするのを防止し、委員の皆様が利害関係者の声に左右されることなく、市民等を代表して忌憚のない意見を出すことができる環境を整えることも我々の責務であると考えており、中間市情報公開条例第6条に列挙されている「公開しないことができる情報」の規定を参考に、条例において制度化いたしました。

したがって、可能な限り広く公開することを前提として、今後の検討委員会での議論を通し、会議の公開についての方針を決定してまいります。

なお、第1回会議につきましては、出席者の個人名を除いて、議事に関する議事録を全文公開いたします。

6. 参 考

○中間市情報公開条例（平成 12 年 3 月 30 日条例第 16 号）※一部抜粋

（公開しないことができる情報）

第 6 条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報の公開をしないことができる。

（１） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公開することができない情報

…（省略）…

（５） 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国、他の地方公共団体又は公共的団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であつて、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの

…（省略）…

（９） 実施機関の合議制の機関が行う会議、審議等に係る資料・議事録等の情報であつて、当該合議制機関の会議、審議等の運営に関する規程若しくは議決により公開しないこととされているもの又は公開することにより当該合議制機関の会議、審議等の運営に支障が生ずるおそれのあるもの

（10） 公開することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報

7. 議事録

【事務局】

それでは早速ではございますが、議事に入らせていただきます。

なお、本日は 10 名全ての委員にご出席いただいております、条例第 7 条第 3 項に規定されております、過半数以上の要件を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは（１）委員長及び副委員長選任についてです。委員長及び副委員長は、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例第 6 条の規定により、委員の皆様の互選により選出いたします。まず初めに委員長の選出について立候補や他薦があれば挙手をお願いいたします。はい。C 委員どうぞ。

【C 委員】

すみません。立候補の意思を確認しておりませんでしたけど、よろしいでしょうか。私は、A 委員にお願いできたらいいんじゃないかと思いますが。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

委員長に A 委員をご推薦とのご発言がありましたが、A 委員を委員長に選出することにつきまして、皆様、ご意見ございますでしょうか。

【I 委員】

異議なし。

(委員からの異議なし)

【事務局】

はい。ありがとうございます。

では次に、副委員長を選出について、立候補や他薦があれば挙手をお願いいたします。

(立候補・他薦なし)

【事務局】

委員長になられます A 委員の方から副委員長のご推薦がありましたらご発言をお願いいたします。

【A 委員】

条例に基づく検討委員会のまとめ役として、委員長ということでお話がありました。正直言って今日ご参加の皆さん方、様々な立場で関わっておられると思います。私も、1 民間の経営者という立場もあり、市議会議員という立場もあり、その他様々な状況の中で仕事をしておりますので、本来であれば、この検討委員会という極めて重要な会議の代表として務めるというのは、辞退すべきだと考えておりました。

先ほど C 委員から推薦をいただきまして、正直申し上げて、荷が重いという気持ちがあります。ただ、皆さんのご挨拶にもございましたように、今後の様々な中間市のあり方を考えたときに、この検討委員会の持つ役割というのは、極めて重要という位置付けをしているとすれば、ご推薦をいただきましたので、委員長にということで、先ほど個人挨拶でも述べましたように、最善の努力を尽くしていきたいと考えております。

それと同時に、条例に従い副委員長の選任ということで、一応私が委員長ということで皆さんのご承認をいただいたということで、副委員長をお願いをどなたかにいたしたいと思います。本委員会の委員 10 名の中で、様々な立ち位置があらうかと思うんですね。その他諸々を考慮したときに、是非、私は B 委員に副委員長職を引き受けていただければと考えておりますが、これはあくまでも全く今お話をいただいて、B 委員にも一切話をしておりませんので、B 委員のご承諾がいただければ、是非、副委員長に B 委員ということで、お願いできればと思っております。以上です。

【事務局】

副委員長に B 委員をご推薦とのご発言がありましたけど、B 委員を含めまして、皆様ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。B 委員いかがでしょうか。

【I 委員】

ご承認いただけるのであれば、お願いいたします。

(B 委員が副委員長を承認)

【事務局】

はい。ありがとうございました。委員の互選により、委員長はA 委員、副委員長はB 委員に決定いたしました。今後、A 委員、B 委員、よろしくお願いいたします。

次回会議からは、委員長に議事の進行をお願いしたいと思っておりますが、本日の会議に限っては、このまま事務局に進行させていただきたいと考えております。A 委員長、よろしいでしょうか。

【A 委員長】

はい。

【事務局】

はい。ありがとうございます。

それでは議事の(2) 中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会についてに入ります。

こちらについては、私から、検討委員会の概要及び検討委員会の会議に関する大まかな今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

お配りしております資料の中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例をご覧ください。

本条例は昨年 12 月の定例市議会にて議決をいただき、本年 1 月 1 日から施行された条例となっております。

まず趣旨についてですが、第 1 条にありますとおり、コミュニティ広場再編及び市立小中学校再編が本市における喫緊の課題であり、その規模及び性質に照らし、本市の将来に重大な影響を及ぼすものであることから、専門的な知見、市民の意見等を聴取し、適切にこれらに対応するために、市長及び教育委員会の附属機関として、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会を設置するため、本条例を制定いたしました。

検討委員会の任務といたしましては、第 3 条にありますとおり、市長からのコミュニティ広場再編に関する基本構想の策定に係る諮問、教育委員会からの学校再編に関する学校施設の整備手法に係る諮問に応じ、調査・審議・答申を行う市長及び教育委員会の諮問機関となっております。この点につきましては、この検討委員会においてどのような流れで審議していくのか、委員の皆様イメージを持っていただくため、後ほど大まかな今後のスケジュールをご説明させていただきます。

次に検討委員会の委員についてです。第 4 条に規定されておりますとおり、委員は 12 人以内と定めておりますが、豊富な経験や知識をお持ちの皆様にご協力いただけることになりましたので、本日お集まりいただいた委員 10 名で、検討委員会を構成させていただきました。コミュニティ広場再編と学校再編という異なる課題について皆様にご審

議いただくこととなりますが、効率的な行政運営や市民サービスの最大化を実現するためには、市全体の公共施設のあり方を踏まえた上で、それぞれ相関する事項について共通認識を持ち議論することが重要と考えております。専門分野ではないと思われる事柄が議題となることもあると思いますが、様々な視点の忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の任期につきましては、第5条で規定しており、委嘱の日、つまり本日から令和8年3月31日までとなります。この条例についても、同日に廃止するものとしております。この終期を設定した理由といたしましては、第3条に掲げておりますコミュニティ広場再編に関する基本構想の策定及び学校再編に関する整備手法の決定という課題に対して、令和8年3月31日という現実的な目標を終期として設定することにより、迅速に再編を進めていくことが狙いとなっております。

会議の公開・非公開等については、第11条及び第13条に記載して規定しておりますが、原則非公開とし、会議録の概要書を中間市ホームページ等で公表することとしておりますが、検討委員会が公開を認めた会議については、一般公開できることとなっております。

この点に関しましては、情報公開の観点から、あらかじめ検討委員会での考え方を整理しておく必要があると考えておりますので、この後の議事の（4）にて、皆様にご協議をお願いしたいと考えております。

最後に、検討委員会の庶務についてです。第15条に規定しておりますが、規則により設置いたしましたコミュニティ広場・市立小中学校再編室が事務局となり、皆様が円滑に会議を進めることができるよう努めてまいります。

本日は概要のみご説明させていただきましたが、今後進めていく中で、ご不明な点等が生じましたら、その都度丁寧にご説明させていただきたいと考えております。

検討委員会条例についてのご説明は、以上でございます。

今の説明につきまして、皆様の方からご意見・ご質問等がございましたら承りたいと思いますが、ございますでしょうか。

（委員からの意見・質問なし）

【事務局】

続きまして、先ほどご説明いたしました検討委員会の会議に関する、今後の大まかなスケジュールについて、私の方からご説明させていただきたいと思っております。

検討委員会の会議につきまして、現時点で事務局が考えております大まかな今後のスケジュールについてご説明し、提案とさせていただきたいと考えております。会議の開催頻度は、書面開催を含め、概ね月に1回ないし2回を想定しており、次の第2回会議は2月中の開催を想定しております。

始めに、コミュニティ広場の再編に関してのスケジュールについてご説明させていただきます。

検討委員会の終期として設定いたしました、令和8年3月31日というゴールから逆算し、再編の検討を進めてまいりたいと考えております。ここで言うゴールは、条例にも

掲げておりますとおり、再編の柱である基本構想の策定でございます。具体的には市としてコミュニティ広場を、どのような理念の下、どのようなコンセプトで、どのような空間にしたいかなど、大枠の構想を策定したいと考えており、当然のことながら、付随して課題等が生じることが想定されますが、この構想が固まれば、再編は急速に前進するものと考えております。現時点で想定しているスケジュールといたしましては、今年の3月末までの間に、委員の皆様への現状報告及び課題の共有を行うとともに、先進地視察を行うなど、今後の議論のための土台づくりの期間とさせていただきたいと考えております。そして4月からは検討委員会において、本格的に諮問に応じた審議をしていただき、概ね今年の12月末までに基本構想の素案を作成、その後素案をブラッシュアップし、来年3月末までには基本構想の検討委員会案を答申できる状況を整えるというスケジュールを想定しております。

これはあくまでもこちらが考えておる想定でございますので、ご議論いただくにあたっては変わってくることがあるかと思いますが、概ねイメージを持っていただくために、ご説明をさせていただいたところでございます。ただし、早急に再編を進めたいと考えておりますので、可能な限りこのスケジュールを前倒して進めていくことができるよう、我々の方でも努めてまいりたいと思っております。

次に、学校再編に関する会議のスケジュールについてですが、コミュニティ広場再編と同じく令和8年3月31日までに実施計画を策定するという目標に向けて、現状報告、課題の共有、諮問等を行っていく予定としておりますので、まずは今年の3月末までに、委員の皆様への現状報告や課題の共有をさせていただきたいと考えております。

諮問につきましては、学校再編の議論を行う上で必要となる、配置を想定している敷地の特性に起因する諸課題の解決方法の整理のほか、配置計画や概算事業費、事業スケジュール等に関する具体的な検討業務等の業者委託の準備を、現在進めている段階でありますので、その進捗に応じて諮問提出の時期を検討してまいりたいと考えております。大まかなスケジュールにつきましては以上でございますが、教育委員会事務局の方から何か補足等がございますか。よろしいですか。

(教育委員会事務局による補足はなし)

【事務局】

私の方から、コミュニティ広場再編と学校再編の大まかなスケジュールについてご説明させていただきました。委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【A委員長】

先ほど委員長に選任をいただいた者という立場を別にして、今日は純粋に一委員としてお聞きをしたいことがあります。

検討委員会条例の中に、令和8年3月31日をもって条例の廃止が明記されております。当然、組織的な運営として人がやることです。から、予定スケジュール等がスムーズにいかない場合、先ほど室長の方からお話がありました、前倒しという考え方も当然、そう

いう前提で進めていかなければならないと思いますけれども、いくら前倒しをして色々なことをやっても、なかなか、やっぱり最終答申までいきつくという状況が生まれない可能性というのも否定できないと思うんです。

その場合にですね、この条例で定めたこの期限というものを、一旦これ廃止ということ
が条例で明記されておりますので、改正条例の制定も含めて、その辺についても視野の中におありなのかどうなのか。ある程度、予後の措置としてそういったものが必要じゃないかと考えています。予定通りにいけば当然良いことであって、前倒しできればもっと良いことであろうと思うけれど、様々な市民の皆さんや関係者の皆さんの参考意見の聴取等を、当然色々な形で場を通じてしなくてははいけませんし、当然、この中には構想や整備手法を立てるにあたって、専門的なご意見も伺わなければなりません。そうすると、これちょっと言い方、失礼な言い方になろうかと思いますが、行政的な手法でいけば、やっぱり時間がかかるんですね。時間がかかるんです。

それも含めて、先ほど申し上げたように、そういったことを視野に入れたこの検討委員会の発足ということはどうでしょうか、いかがでしょうか、ということをお尋ねさせていただきます。

【事務局】

ご質問にございましたこの検討委員会任期も然り、条例の期限、終期というものにつきましても、条例の附則において、令和8年3月31日までに廃止するものとするというふうに記載しておりますが、A委員ご指摘のとおり、そのようなこの期限までに整わないということもゼロではない。それは重々、我々としても認識しておるところでございます。

この条例の廃止の附則の文言につきましても、廃止するものとする、という言葉、これ行政用語としては非常に分かりにくいと思いますが、廃止するというふうに断言しておるわけではございませんので、A委員がおっしゃられるような事象が生じた場合は、当然、条例の改正を行って、この終期というのを改めて定める必要があるかと思います。そういった場合につきましては、また皆様方とご議論をさせていただいて、然るべき手続きを踏んだ上で、その対応を考えていきたいというふうに考えてます。以上でございます。

A委員からのご質問の回答につきましては以上でございますが、よろしいでしょうか。

（A委員長承諾）

【事務局】

ありがとうございます。他にご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

また、今日初めてご説明いたしますし、今から始まっていく上で、どのようなご議論になっていくのかというのは、今から進めていく中で出てくることかと思っておりますので、ご質問・ご意見につきましては、今後、そういったところがあれば、どんどんご発言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

他にごございませんので、次の議事に進ませていただきます。

次は、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会運営要領についてでございます。こちらにつきましても、私から説明をさせていただきます。お手元にお配りしております中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会運営要領案をご覧ください。

この要領は、検討委員会の運営について必要な事項を定めるものとなっております。本来であれば、事前にお配りさせていただき、確認していただく期間を十分に設けるべきでございますが、時間的余裕がなく、本日、当日のお渡しとなつてしまい誠に申し訳ございません。本日の検討委員会にて決定いただきましたら、この要領に従い、今後、検討委員会を運営していきたいと考えております。

それでは内容の方ご説明させていただきます。検討委員会運営要領の第3条及び第4条では、招集通知方法等について規定しております。これは一般的な方法、手続きでございますので、取り立ててご説明が必要な項目ではありませんので、お読み取りいただければと思います。

また、第5条及び第6条に規定しております会議における発言方法及び採決方法についても、一般的な方法となっておりますが、会議がスムーズに進みますよう、簡単にご説明をさせていただきます。会議において、発言する場合は挙手をして、議長の指名を求めることと規定しております。また、挙手による採決を原則としますが、異議がないと認められるときは、挙手によらず決定を行うこともできると規定しております。

次の第7条から第9条までの規定がこの要領において重要な部分になるのですが、ここでは、先ほどの検討委員会条例第11条の規定に基づき、検討委員会により会議の公開を決定する場合の手続き等を定めております。具体的には、第7条第1項第1号の会議の議事として決定する方法。今回のように、会議の議事として、次回会議を公開しますか、しませんかということで、議事として上げる方法。第2号の召集通知等の際に公開の可否の意思確認を行い、その結果により決定する方法の、2通りの方法により決定することができるよう規定しております。

議事の（2）でも触れましたとおり、会議の公開に関しまして、検討委員会での考え方について、次の議事（4）にて整理をしたいと考えております。

第10条から第15条では、会議を一般公開した場合の傍聴の手続きや、傍聴人の遵守事項等について規定しております。こちらについても一般的なルールと相違ない内容となっており、取り立ててご説明が必要な項目はございませんので、お読み取りいただければと思います。

第16条では、答申を行う際の手続き等について規定しております。こちらもお読み取りいただければと思います。実際に答申を行う際には、事務局から改めてご説明をさせていただきます。

簡単ではございますが、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会運営要領案のご説明は以上でございます。

こちらにつきましてのご説明は以上ですが、これについて検討委員会の中でご審議いただきまして、この内容で今後運営していいですよ、ということでご判断いただきましたら、今後、この運営要領案を基本といたしまして、検討委員会を開催させていただきたいと思いますが、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等がございましたら、お願いいたします。

(質問・意見なし)

【事務局】

はい。この要領案につきましては、反対のご意見等もございませんので、この検討委員会により決定されたものとさせていただきたいと考えます。

では、次の(4)会議の公開についてに進ませていただきます。

先程来からお話をしております議事の(2)、(3)のご説明の際にも少し触れさせていただきましたが、条例第11条の規定により、会議は原則非公開としているところでございますが、その理由につきまして、事務局といたしましては、市民の関心事であるが故に情報が独り歩きすることを防止し、委員の皆様には忌憚のない意見を出していただくために必要な措置であると考えて制度設計したものであり、会議録の概要書を公開することで、非公開の範囲を最小限とするよう努めてまいりたいと考えております。一方、同条において、検討委員会が認めた場合は公開することができるとして、例外を設けております。一般的かつ原則的取り扱いといたしましては、情報公開の観点から、会議は広く公開されるべきとされていること、また再編に関しては市民の関心度が非常に高いこと等を踏まえた上で、どのような場合に、またどのような流れで、会議の公開を決定するかについて、検討委員会の考え方を、あらかじめ委員の皆様にご協議いただきたいと思いますと考えております。

しかしながら、考え方の基準というものを、今日ここでいきなり考えていただきたいと思いますので、我々事務局の方で、一応考え方の基本的なもののベースを、ご認識いただければと思ひまして、ご提案をさせていただきたいと思っております。お手元に中間市情報公開条例の抜粋をご用意させていただいておりますので、そちらの方をご覧いただきたいと思います。この中で、第6条として、公開しないことができる情報が規定されております。

本検討委員会については、公開しないということが原則になっておりますので、逆説的な考え方になるかと思いますが、中間市情報公開条例では、公開しないことができる情報といたしまして、第1号では法令または条例の定めるところにより、公開することができない情報。

少し飛ばしまして、第5号。市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程における情報であつて、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障が生じるおそれがあるもの。

そして裏面をご覧いただきまして、第9号。実施機関の合議制の機関が行う会議、審議等に係る資料・議事録等の情報であつて、当該合議制機関の会議、審議等の運営に関する規定若しくは議決により公開しないこととされているもの又は公開することにより当該合議制機関の会議、審議等の運営に支障が生ずる恐れがあるもの。

これらについては、公開しないことができる情報というふうに規定されております。

先ほど申し上げました逆説的な考え方、本検討委員会条例では、原則公開しないとなっておりますので、先ほど私がご説明しました規定に沿って考えれば、当然公開しないということになるかと思いますが、逆に言えば、これらに触れない、抵触することがない事案であれば、公開することに差し支えがないというふうな考え方もできるかと思ひ

ます。具体的には、先ほど規定の中にもありましたが、審議過程、審議途中、そういった時点で公開をしてしまいますと、先ほど私が申し上げました、公開をしないということとを原則とするといったところで、審議過程でまだ決まってない情報というのが独り歩きをして、傍聴された方がそれを他の方に言われるとか、情報が広まると、そういうことになりますと、次の会議等々に支障が生じるというふうになるかと思います。ただし、同じ議題、同じ諮問していく流れの中で、審議過程やその進捗状況によっては公開すべき状況になることも想定されます。

したがって、この諮問に関しても当初から公開しないということが決まったから最後まで公開しないということではなく、その審議過程、審議状況によっては、個別に判断し公開すべきというふうに、検討委員会の中で決定していただくというのも、一つの考え方なのではないかと考えております。

先ほども申しました、今後1年ちょっとある中で、色々なご議論いただくステージがあるかと思います。その一つ一つを、今日この場で、この案件についてはオープンにするべきことだと考えますというような、一つ一つのケースバイケースを、今日お示しするというのは、まず不可能でございます。したがって、今後の会議の公開・非公開の判断基準といたしましては、この中間市情報公開条例の趣旨を準用して、それぞれの案件を個別に考えていくということで運用してはいかかなというふうに考えておりますことをご提案させていただきまして、委員の皆様のご意見をいただき、今後の公開・非公開についての基本的な考え方として、本日、まとめさせていただければと思っております。委員の皆様のご意見をお願いいたします。

【A委員長】

室長の今の現況における判断の基準についての説明がありましたけれども、私は、先ほど基本的な目標として、市の最重要課題であるこの二つの大きな課題をですね、前に進めていくために何が必要かと考えた時に、これ、学校再編という問題で、これまで教育委員会の皆さん方や、当然市議会として色々な意見交換をする中で感じたことですが、最終的には市民の皆さん、特に学校関係の皆さん、それから保護者の皆さん、それから地域の皆さん、いわゆるコミュニティの関連も含めて、そういった方々の様々な考え方を整理・統合・吸収をして、それをいかに反映させていくかというのは、これ原則論としては、私はそうだと思うんですね。

当然、そういった手法を用いて、今回の検討委員会においても、様々な意思決定をする前段の措置として、当然そういう市民の皆さん、具体的には先ほど申し上げた方々の様々なご意見をお聞かせ願って、それをいかにこの検討委員会の判断の中に取り込んでいくかということは、極めて重要な要素だと考えております。

先ほど申し上げたように、学校再編についてもですね、特にPTAの方来られておりますし、学校校長会の代表の方が来られておりますので、実感としてお分かりだと思うんですが、なかなか、市民の皆さん方の意見のレベルと、いわゆる行政の判断レベルというのは、若干の食い違い、若干という表現でいいのかわかりませんが、相当程度、認識の食い違いというのは、これまであったようにお聞きをしておりますし、私も状況については確認をしたこともあります。

そういった齟齬を発生、齟齬というものは必ず生まれてきますので、ゼロにすることは不可能だと思いますけれども、最大限そういった意思の共有、意思の疎通を図れる状況を作っていくためには、やはり、一定程度、公開の必要性というのは、私はあろうかと考えております。

先ほどのいわゆる非公開が条例の原則だというお話です。これはもう条例の中で定めておりますから、制度的には全く問題がない。なおかつ、中間市情報公開条例の中でそういう情報を公開しない、論理的な部分については明記されておりますので、これに従って非公開を原則とする条例を定めるのは全然おかしくはないと思うけれど、先ほど申し上げたように、様々な状況判断の中で意思決定をする前段の措置として、特にそういった方々のご意見を拝聴する機会というのは必要だと私は必ず考えておりますので、私はできれば、その公開・非公開の線引きの基準として、公開については、そういうご意見を賜る機会については、私は公開にされたらいかがかと考えています。決してこれは、それが正しいという前提ではものは言いませんけれど、やっぱりどこかで線引きしないことには、先ほど室長が言われたように、個別に点で判断をするとなると、なかなか整合性がない状況が生まれてくる可能性があるのです、やはり、そういうレベルでの審査・審議については、私は公開を原則として、この検討委員会で、是非、ご判断を願うということになるんじゃないかと思っておりますので、それは今日の判断でできるのかどうか分かりませんが、基本的な考え方としてはそういう方向で、是非、公開・非公開の定めというのをやっていくべきじゃないかという考えを持っております。以上です。

【事務局】

他に。はい。どうぞ。

【C委員】

この11条で、会議はこれを公開しない。ただし検討委員会が認めたときはこれを公開する、できるというふうになっております。条例では、会議はこれを公開しないという方向なんです、私は会議は、これはもう原則公開というふうに考えております。

というのは、この情報公開条例の中でも広く会議は公表するということが定められていますが、元々この種の審議会・諮問委員会というのは、公開が原則だろうというふうに思います。これは地方自治の本旨にあります、団体自治と住民自治がございますけれど、住民自治の考え方からして、地方自治体の運営っていうのは、最終的には住民の意思に基づいて決定していくと。それぞれ首長、議会というですね、二元代表制で運営してるんですが、しかし、直接市民が政策形成過程から参画をしていくことが望ましいわけですよ。その意味では、この種の審議会についても、基本的に公開、つまり、市民の知る権利を保障するという意味でも、公開っていうのが私は原則であろうというふうに思います。

非公開の時の事例ということで、いくつかここに書いてありますが、確かに私もプライバシーの問題であるとか、そういうことについては慎重に扱うべきだと思いますが、いずれもですね、例えば、情報が独り歩きすることへの懸念であるとか、国等々の会議の審議の時に何か非公開の方がいいとか、それから、公開することによる公正かつ適正

な意思決定に支障が生じる恐れがある。恐れということなんで、それは具体的に何かと言ったら、それはその時にならないと分からない問題だというふうに思うんですね。したがって、会議はこれを公開と。ごくごく限定的に非公開にする場合、必要と認めた場合は、その時に限り非公開というのはあるのだろうと思いますが、私は会議は公開が原則というふうに考えます。

ご説明の中に情報が独り歩きすることの懸念ということが言われたんですが、例えば、議論をしていく中で、議論の方向性としての中で、ある種の結論が出ようとする中で、そのことによって不利益を被る人が出る可能性がある、あるいは、利益を得る可能性がある人が出る。その時に、それが非公開のまま進められていって結論が出たというときには、その不利益、利益の人達について、一方的な方向性の中で議論をして結論を出すということに、結果としてはなってしまう恐れもあるわけですね。したがって、やはり私は会議は原則公開ということで進めていてもらいたいというふうに考えています。

【I 委員】

私もC委員おっしゃる通り、当然こうした会議は、原則公開でいくべきだと思います。とりわけ学校再編、公共施設、コミュニティ広場再編というのは、市民の方の関心が非常に高いものであるということを踏まえると、当然、公開ということによっていただきたいというふうに私は考えます。以上です。

【事務局】

その他、委員の皆様からご意見ございませんでしょうか。

私の方から、委員の皆様からのご意見いただきましたが、あくまでも、事務局側がどうこうするというので、判断ということの提案はできませんので、先ほどおっしゃられた検討委員会の中で、ここのところを公開すべきだということで、ご判断されれば当然公開ということになりますので、それはまた今後、案件が出た中でご議論いただかないと、今日この場できちんと線引きというのは、ちょっと少し難しいのかなというふうには思いますので、改めてその部分については、会議の中で諮るであったりとか、そういったところで決めていくということで、いかがでしょうか。

【I 委員】

ただ、例えば次回の、第2回の会議をどうするかということにはなるんですが、現実的に、現段階で第2回の議題というのが明らかになっていないし、具体的にどう何を議論するかというのが明らかになってない段階で難しいんですが、どうするか。例えばですけども、第2回も含めて、第2回の議論の内容ですね、議題の内容等、ある程度詳細が決まったら、事前に次回は具体的にこういうことを議論しますということを書面等で委員の皆様にお伝えした上で、書面で事前にご回答をいただくとか、そういうことも考えられるのかなという気はしますが、いかがでしょうか。

【事務局】

はい。会議公開の決定についてのやり方については、今、I 委員がおっしゃられたとおり、事前の招集、その他の通知に際し、期限を定めて公開を可とすべきかという意味確認をするという方法も一つあるかと思います。

それとちょっと補足といいますか、ご説明が足りなかった部分かもしれませんが、運営要領の第9条をご覧いただきたいと思いますが、公開の決定の変更ということで、現に会議を開催してる場合において、第7条第1項第2号の規定による決定を変更するとき、または当該会議の議題になっている事項ごとに公開の決定を変更するときは、同項第1号に掲げる方法に準ずるものとなっております。

したがって、次回の会議を公開しますか、しませんかというのを、前回の会議の中で決めるというのは非常に難しいのではないかと思います。先ほどご意見いただきましたとおり、次の会議の議題が整わない、こちらからご提示できない限り、その辺の決定というのは難しいかと思います。

だから、原則論に立って公開していいんじゃないかというふうに決まった際の中でも、事柄に応じて、今から話すことについては、ちょっと公開を控えた方がいいということであればですね、会議の途中でも、この事柄の審議については非公開にするということも、この規定に記載しておりますので、そういったイレギュラーなことがあることも想定した中で、制度設計といいますか、要領を作っておりますので、そういったところも当てはまる場合もあるのかなというふうにこちらの方では考えております。

【A委員長】

法制専門官はおいでですね。

条例第11条で、会議はこれを公開しないと書いて、ただし、検討委員会が認めた時はこれを公開する。ただしというのは、これは、例外としてただしが付くのか。それとも同等でただしが付いているのか。同等の解釈で公開しないという解釈、原則と、公開できるというのは、検討委員会で認めたときはこれを公開するというのは、いわゆる同等関係にあるのか、それとも、ただし書きということで、いわゆる例外規定なのか、どちらでしょう。

【指名職員1】

ただいまのご質問にお答えいたします。

文言上は、おっしゃられるとおり例外規定となっております。ただしとなっておりますので、例外規定というふうに考えてるということです。あくまで原則としては非公開で、例外的に認めたとき、決定という行為を介して公開になりますというふうな形になっております。

【A委員長】

今、専門官のご判断というか、行政側の法制上の判断というのはお聞きしましたけれど、あくまでも条例としては原則これを公開しない、という原則論を定めて、ただし書きについては、これは例外規定ですよ、という解釈であるとすれば、先ほどC委員のお話、

それからⅠ委員のお話も含めて、私も基本的にはね、公開すべきだと考えてます。

ただし、それは例外ということではなくて、様々な状況判断の中で何かしら線引きをしないと、全てオープンにやるというやり方は、これ利益相反の関係もあるので、特に行政投資に関わる問題とか、具体的に言えば、いわゆる予算上の問題とか、様々なものが出てくるわけですね。

基本的には答申を出せば、答申を受けて市長若しくは教育委員会がこれを尊重しなければならないというのは、条例でも定めをしておりますので、当然尊重されるでしょう。ということは、例えばそこで、一例として、こういったものをそこに造りましょうよ、造ったらどうですか。これ幾らお金かかるんですか、これだけかかりますよ。この中身についてはこういった内容で、例えばそこに関わる様々な関係者の皆さんもこういった方がおられますよ、という具体的なことは、当然、我々が調査をした上で、審議の土台としてそれが俎上に上がってくるわけですね。

そうした時に、それが全て利益相反なしに、この検討委員会のメンバーで、例えば学校施設についても同じじゃないですか。そういうですね、いわゆる言葉としてはちょっと語弊があらうかと思いますが、公平性・平等性を担保するためにも、私はやはり皆さん方に自由な意見、活発なそれぞれの立場に従ってご意見を出していただきたいし、発信すべきだと思っております。

その場合、この条例に従ってやるべきだろうという考え方になるんじゃないかと思っております。それで、先ほど確認をさせていただいたように、情報についての会議の公開は、もう条例に従ってやりますと。ただし、例外ではあるけれども、その例外として、広くその例外は少し認めましょうという判断が、検討委員会で、もし皆様のご判断の中にあるとすれば、通常は、例外というのは、あくまでも原則があって例外があるわけですから、本来、その例外というのは多くあるべきではないんですよ。

これ言葉の解釈もそうでしょうし、ただその時に、例外は少し増えるけれども、例外は例外としてしっかり取り扱いましょうというのは、私はこの条例に従った手法としてはそうあるべきではないかなと考えてます。ただその例外の中に、一つの形式として、先ほど申し上げたように、参考人若しくは関係者の意見聴取とか、そういった時は、これは公開をしっかりとやろうという例外で、私はやってもいいんじゃないかという話を先ほどさせていただきました。とはいえ、全面公開について決して否定するものではありません。我々は、全ての情報は本来、市民情報として、市民の皆さんにやはり伝えるべきでしょう。ただ、今回のこの検討委員会の内容というのは、少しそれには馴染まないのかなという気はしますので、その辺の上手い折衷の仕方として、そういう手法が極めて現実的ではないかなという認識を持っております。

【C委員】

11条の会議はこれを公開しない、ということは議会で条例として決まったことなので、それは一つですね、いわゆる民意の反映っていったらおかしいかな、いずれか判断が出てると思います。ただ、ただしについては先ほどの解釈では、これは例外規定というふうに読めるというご判断ございましたけれど、一方で情報公開条例で広く公開するという、こういう考え方も、これまたあるわけですね。

例えば、国でも地方自治体もそうですけれど、法による支配というのがあり、私たちは守っていかなければならないことだというふうに思います。その場合に、この検討委員会で、条例で決まったこの会議のあり方で、会議はこれを公開しない。ただし検討委員会が認めたときはこれを公開するという、この一つの案文と、中間市情報公開条例の中で情報というのは広く開示すべきというのが基本的にある。ある種、ここで二つの条例の解釈といいますか、運用に齟齬が出てるというふうに思うんです。

そういった場合、運営する側としてどちらを重視する、あるいは、より深く考えていくということで運営していくべきだろうと思うんですね。国と地方の関係で言えば、憲法があって、法律があって、自治体では条例がある。それは上位の法律に反するもの・齟齬があるものについては、無効であるというのが、これが法の支配の考え方です。

ですから、会議はこれを公開しないという、この検討委員会の条例、一方で情報公開で広く公開していくっていうこの考え方。これを見た時に、これはどちらが上位の条例かというのは、なかなか判断も難しいかと思いますが、より市民の知る権利を保障するというですね、そういった住民自治の考え方からして、これは、検討委員会が認めたときはこれを公開することができるという規定がわざわざ入ってるわけですから、これは例外規定だという解釈で、ある意味で排除するというんでしょうか。排除はちょっと言い過ぎかもしれませんが、極めて抑制的に運用するというのではなくて、検討委員会としては原則公開という考え方をとるべきではないかなと思います。

【事務局】

他に委員の皆様からご意見ございませんでしょうか。はい、B副委員長。

【B副委員長】

教えて欲しいんですけど、公開をしないっていうレベルというか、文書としては公開しないという形なんでしょうけれども、口頭でもこの中であったことは漏らさないみたいなレベルの公開しないということなんですかね、これ。

【統括官】

会議の内容というか、ここで行っている会議を公開しないということなので、守秘義務があるとか、そういうことではないんですよ。この会議自体を公開しないという話であるだけです。ここのはそういう解釈です。

【B副委員長】

文章としては公開しないみたいな。オブザーバーは入れないという意味の公開しないということですか。

【統括官】

公開しないっていうのは、市民の皆様、この会議を傍聴したいっていう方がいらっしゃると思うんですね。そういう方に、他に議員の方いらっしゃると思いますが、そういう方に公開しないという形になります。

【B副委員長】

はい、分かりました。

やはりそれぞれの立場で、委員として、皆さん出向いてこられていると思うんで、完全に個人的な意見を述べる時もあるれば、それぞれの組織として、相談した上で、皆さんの意見をここで発信するという立場の方がおられると思いますので、そういったことであれば、僕はここで決まったことに、そのまま従わせていただこうと思います。分かりました。ありがとうございます。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。他にご意見はございませんでしょうか。

【J委員】

すいません。それで、先ほどスケジュールの話があり、3月までは現状の認識と課題の共有ということなので、別にこれは事実関係のみをとということなので、これを非公開する理由もないのかな。という一方でですね、私が総務課にいる時に、行政経営改革有識者会議というのを1年半開いた。これはもう完全非公開でやったんですけど、これはどういったことかということ、水道・病院の公営企業改革と、あと行政サービスの広域化、例えば消防の広域化であったり、そういったものを大学の経済学の教授、会計士、弁護士、大学関係者という5名でやった会議なんですけど、これは、完全非公開でやったんですけど、その概要版のみを公開したということはありませんでしたので、そういうことから言うとですね、各団体を代表している方々とはいえますね、そこら辺がということなので、私の意見としては、もう委員長、副委員長が決まったので、事務局とですね、そこら辺は、この次の会議から十分打ち合わせをして判断をしていただければ、私はそれで良いと思ってます。

【事務局】

ありがとうございます。今のことに関連いたしましてですね、完全にクローズで、何らここで話し合われたことを、外部の皆様、一般の市民の皆様にお知らせしないというレベルではなく、先ほど少しご説明いたしましたけども、会議録というのはきちんと作成いたします。

その中で、会議録の概要書というのは、会議が終わりまして、できるだけ速やかに公開するというふうにしており、先ほどJ委員が言われたような概要というのはオープンになりますので、非公開の範囲を最小限にするということの制度設計は、最低限はできているのかなというふうに思っております。

この会議録の概要の公開につきましても、概要書ということでアップするのであれば、ご発言された委員の皆様の発言趣旨と異なる概要になってはなりませんので、あらかじめご発言いただいた委員の方には、その内容をご確認の上、公開させていただきたいと考えております。

概要にしない場合は、そこでご発言された内容を公開することに何ら支障がないご発言であれば、概要ではなくそのままのご発言を公開すればよろしいんですけれども、先ほど申しましたように、そのところはデリケートな部分についても概要という形で公開する、というようなことも考えておるところを、申し伝えさせていただきます。

【統括官】

今、たくさん意見をいただいて、公開、一部公開ということで、色々あったんですけど、この条例上では、まずは公開しないっていうことが大原則になっております。それで今、C委員からも、いやそうじゃなくて、やはり公開することが原則じゃないかという意見もいただけてます。すみませんが、ちょっと次回の会議までに、もう一度、どういう場合に公開するのか、どういう場合は公開しないのかというのを、事務局の方で案を作らせていただいて、投げかけをさせていただきたいと思いますので、もう一度次回の会議でこのことを審議していただければと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

はい。会議の公開につきまして、統括官の方からお話がありましてとおり、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(委員からの承諾)

【事務局】

はい。ありがとうございます。

私の方から、関連しますよということで、会議録の概要の公開について確認させていただいたところでございますので、ご発言された委員の皆様には事前にその内容のご確認をさせていただいて、公開と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、以上になります。

次第の3、事務局からの連絡につきましてご説明いたします。

1点目は次回の会議でございます。次回の会議につきましては、2月中の開催を予定しておりますので、詳細が決まり次第、皆様にご連絡をさせていただきます。

2点目は委員報酬についてです。

常勤の公務員以外の皆様には、特別職職員として報酬が支給されることとなっておりますので、開催通知の中で、手続きに必要な書類等のご持参をお願いしていたところでございます。手続きについてご案内させていただきますので、大変お忙しいところ申し訳ございませんが、会議終了後に、5分程度お時間いただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

他にご意見ございませんでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

【事務局】

はい。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございます。

(会議終了)